



会計と税法の調整項目



今回は、「会計」と「税法」の差異を、「一時的な差異」と「永久的な差異」とに分けて説明します。

会計と税法の 一時的な差異

会計と税法の差異には「一時的に発生したもので最終的に解消する差異（＝留保項目）」と「永久的に解消しない差異（＝社外流出項目）」があります。

減価償却費（定額法）の事例で考えてみましょう（図表1参照）。たとえば1台40万円のパソコンを購入します。会計上「このパソコンは2年間使用できる」と考えた場合、支出金額の40万円は20万円ずつ、2年間に分けて費用に計上することとなります。一方、税法上「パソコンの耐用年数

は4年」と決まっているので、支出額の40万円は10万円ずつ、4年間に分けて計上します。各年度の減価償却費を比較すると「会計」と「税法」で差異が生じています。しかし「費用に計上した額」と「損金に計上した額」の総額はどちらも40万円で一致しています。

このように「各年度で差異が発生するものの、最終的に差異が解消する項目」が「留保項目」です。主な留保項目には次のようなものがあります。

- ① 減価償却超過額
「会計上の減価償却費」と「税法上の減価償却費（償却可能限度額）」との差異を調整する項目です。償却超過（減価償却費＜償却可能限度額）の場合は加算調整をします。逆に償却不足（減価償却費＞償却可能限度額）の場合は減算調整をします。

算調整をします（ただし前年から繰り越された償却超過額が限度です）。最終的な減価償却費の総額は一致します。

② 売上計上もれ
「決算書の売上」が「税務署が指摘した売上」より少ない場合の調整項目です。計上もれを指摘された年度は加算調整、翌年度以降に適正な売上を計上した時点で減算調整をします。

③ 棚卸資産計上もれ
「決算書の棚卸資産」が「税務署が指摘した棚卸資産」より少ない場合の調整項目です。計上もれを指摘された年度は加算調整、翌年度以降に適正な棚卸資産を計上した時点で減算調整をします。

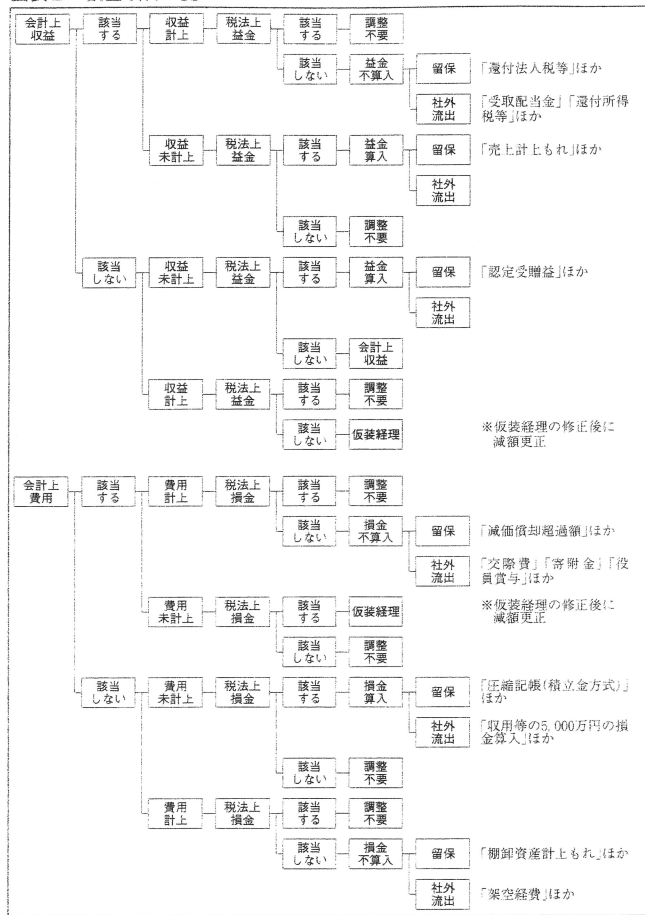
④ 未払賞与否認
「決算書の未払賞与」が「税務署が認められた未払賞与」よりも多い

⑤ 保険積立金計上もれ
「決算書で経費に計上した保険料」が「税務署が損金として認めた保険料」より多い場合の調整項目です。経費として認められない金額は資産（保険積立金）と考えて、否認された年度に加算調整をします。翌年度以降に保険を解約した時点で減算調整をします。

⑥ 圧縮記帳（積立金方式）
圧縮記帳とは、補助金等で固定資産を購入した場合に、通常とは別枠で損金を認める制度です。「会計上の経費」より「税法上の損金」が多くなる処理（積立金処理）をした場合、購入初年度は減算調整をします。翌年度以降に償却や売却をした時点で加算調整

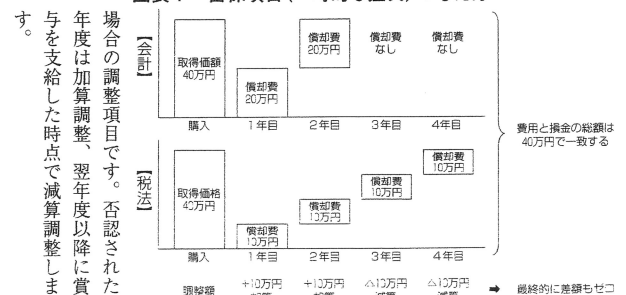
会計と税法の差異のうち、永久的に差異が解消しない項目が「社外流出項目」です。主な「社外流出項目」には次のようなものがあります（各項目の詳細は前号を参照）。

図表2 調整項目一覧



ひらい みつひろ
「をモット」に
中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。

図表1 留保項目（一時的な差異）の考え方



「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井満広

- 掲載(予定)テーマ
- 法人税の成り立ち
 - 税金のベースとなる「所得」
 - 売上原価と仕入原価
 - 利益と所得の調整とは
 - 会計と税法の調整項目
 - 費用と損金